

内閣府、総務省、法務省、
○ 外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、
令第二号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第三十六条第一項、第三十七条及び第四十二条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十九年八月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 塩崎 恭久

総務大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

法務大臣 長勢 甚遠

外務大臣臨時代理

国務大臣 塩崎 恭久

財務大臣 尾身 幸次

文部科学大臣 伊吹 文明

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 伊吹 文明

環境大臣 若林 正俊

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等
法等を定める命令の一部を改正する命令

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等

内閣府、総務省、法務省、外務省、
を定める命令（平成十四年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一部を次のよ
経済産業省、国土交通省、環境省

うに改正する。

第一条の見出し中「計画」の上に「対象自動車を使用する事業者による」を加え、同条中「第十七条」を
「第三十三条」に、「第二十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第十八条」を「第三十四条」に改
める。

第二条中「第十八条」を「第三十四条」に、「第二十二条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第四条中「第二十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「特定事業者」を「次の各号に掲げる者」に、「第二十条第二項」を「第四十一条第五項」に改
め、同条に次の各号を加える。

一 対象自動車（法第三十三条に規定する対象自動車をいう。）を使用する事業者

二 特定事業者

三 周辺地域内自動車を使用する事業者

四 周辺地域内事業者

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出)

第三条 法第三十六条第一項(法第四十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。第三項において同じ。)の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者(法第三十七條に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。)が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、一年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

一 周辺地域内事業者の氏名又は名称及び周辺地域内自動車(法第三十六条第一項に規定する周辺地域内自動車をいい、同項第一号の一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するものに限る。以下同じ。)の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業の概要

三 事業場別の周辺地域内自動車の状況

四 指定地区（法第三十六条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。）内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画

五 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

六 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等に関する計画

七 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置に関する計画

2 前項第四号から第七号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。

3 法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、周辺地域内事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（定期の報告）

第四条 法第三十七条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。次項において同じ。）の主務省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

- 一 事業場別の周辺地域内自動車の状況
 - 二 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替の状況
 - 三 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況
 - 四 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等の状況
 - 五 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置の状況
- 2 法第三十七条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第五条関係)

表

| | |
|--|-----|
| 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項の規定による身分証明書 | |
| 職名及び氏名 | 第 号 |
| 年 月 日生 | |
| 年 月 日発行 | |
| 年 月 日限り有効 | |
| 都道府県知事 印 | |

写真

真

12センチメートル

8センチメートル

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法抜すい、

- 第41条 都道府県知事は、第33条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところは、その他職員に、自動車に立ち入り、報告帳簿、書類の職務に、調査させることことができる。
- 2 その他に職務上、その地域に事務所、業場、営業所、事務所、帳簿、書類の施行に必要限度内において、職令で定めるところに、その他の職員に立ち入り、報告帳簿、書類の職務に、調査させることことができる。
- 3 その他に職務上、その地域に事務所、業場、営業所、事務所、帳簿、書類の施行に必要限度内において、職令で定めるところに、その他の職員に立ち入り、報告帳簿、書類の職務に、調査させることことができる。
- 4 その他に職務上、その地域に事務所、業場、営業所、事務所、帳簿、書類の施行に必要限度内において、職令で定めるところに、その他の職員に立ち入り、報告帳簿、書類の職務に、調査させることことができる。
- 5 その他に職務上、その地域に事務所、業場、営業所、事務所、帳簿、書類の施行に必要限度内において、職令で定めるところに、その他の職員に立ち入り、報告帳簿、書類の職務に、調査させることことができる。
- 6 第41条の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 7 第41条の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 第50条 次各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - 第34条 読み替は、
 - 第37条 読み替は、
 - 第41条 読み替は、
 - 第43条 読み替は、
 - 第50条 読み替は、

附 則

この命令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。